

箕面船場阪大前駅前地区
歩行者デッキ整備工事にかかる

一般競争入札説明書

(制限付一般競争入札)

平成30年10月12日

本説明書は、箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備工事にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

1 入札に付する事項

- (1) 名 称 箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備工事
- (2) 工 期 議決の翌日から平成31年3月31日まで
(ただし、箕面市議会において繰越明許費の補正に係る議決を得て、平成32年3月31日まで工期を延長する予定。なお、議決が得られない場合には、工期の延長を行わず、出来高に応じて請負代金額を変更し契約変更を行う。)
- (3) 業 務 内 容 歩行者デッキ整備工事
※ 別添「特記仕様書」を参照のこと。
- (4) 入 札 方 式 制限付一般競争入札とする。
- (5) 履 行 場 所 箕面市船場西2丁目～船場東3丁目
- (6) 予 定 価 格 予定価格は総額で定め、552,966,000円とする。
(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を除く。)
- (7) 最低制限価格 最低制限価格は総額で定め、497,669,000円とする。
(消費税等相当額を除く。)
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)その他関係法令に則ること。
- (9) 箕面市契約規則(昭和55年規則第40号)その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

2 入札参加資格

本入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 平成30年10月1日現在で箕面市入札参加有資格者名簿(工事有資格者名簿)に登載されており、参加希望業種が【土木工事】、等級区分が【A】で登録されていること。
- (2) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱(平成8

年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (6) 本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がない者であること。
- (7) 最新の「経営規模等評定結果通知書 総合評定値通知書」における土木一式工事の総合評定値(P)が、1,200点以上であること。
- (8) 最新の「経営規模等評定結果通知書 総合評定値通知書」における土木一式工事の年間平均完成工事高が10億円以上あり、過去10年間に国・地方公共団体又は公団等発注の当該工事と同種(橋梁または横断歩道橋の上部工・下部工一体形式)、かつ同規模(橋長50m以上、かつ幅員4m以上)の工事を元請けとして施工した実績があること。

3 入札事務の担当部署

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室(箕面市役所別館6階 TEL:072-724-6714)

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が各自取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、以下のとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出すること。

- (1) 提出書類（各1部）
 - ①競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ②2(7)、2(8)を証明する書類として「経営規模等評定結果通知書 総合評定値通知書」
 - ③2(8)に係る、同種・同規模工事の実績を証明する書類（例：契約書の写し、発注者が作成した履行証明書又は履行の確認ができる書類等）
- (2) 提出方法
持参又は書留郵便（締切日必着）により、平成30年10月26日（金）午後5時までに提出すること。
- (3) 提出場所
〒562-0003
箕面市西小路4丁目6番1号
箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階 TEL：072-724-6714）
- (4) 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限の日現在をもって行うものとし、その結果を競争入札参加資格確認通知書により、申請者宛電子メールで通知する。
- (6) 入札参加資格がないと認められた者は、平成30年10月30日（火）までに、書面により無資格理由について説明を求めることができる。

5 質問書に関する事項

- (1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書に必要事項を記入の上、メールで送信すること。（様式第2号）
- (2) 質問書の提出期限：平成30年11月 1日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 送信先アドレス：koutuu@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備工事質問書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市地域創造部交通政策室（TEL：072-724-6746）とする。
- (4) 質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。

6 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）
 - ① 入札書（様式第3号）
 - ② 積算内訳書（様式第4号）
- (2) 入札書等の提出場所
箕面市役所別館6階 総務部契約検査室

(3) 入札書等の提出日時

平成30年11月14日（水）午前9時から午後5時まで

(4) 入札書等の提出方法

入札書等は、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備工事入札書」と朱書して、必ず持参すること。

(5) 入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税等相当額を減じた金額）を入札書に記載すること。

(6) 入札者が代理人をして入札する場合は、委任状（様式第5号）を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。ただし、箕面市に届け出た使用印鑑を入札書に押印する場合は、委任状は不要とする。

(7) 入札書等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(8) 入札者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(9) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

7 入札書の開札場所・日時等

(1) 入札書の開札場所

箕面市役所別館6階 入札室

(2) 入札書の開札日時

平成30年11月14日（水）午後5時00分

(3) 入札者立ち会いのもと開札を行う。

(4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が正当な理由なく本契約を締結しない場合は、違約金として落札価格の100分の5に相当する金額を納付しなければならないほか、競争入札の参加対象等について制限を受けることがある。

(2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の30以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、履行保証保険証券または公共工事履行保証証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

9 契約書作成の要否

(1) 契約書は、市の指定する様式とする。

(2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

10 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札
- (4) 入札価格を改ざん又は訂正した入札
- (5) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (6) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 指定の日時まで提出しなかった入札
- (9) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (10) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (11) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- (12) 最低制限価格に満たない金額を記載した入札
- (13) 積算内訳書の提出がないと認められた者のした入札
- (14) 入札書と積算内訳書の金額が異なる入札
- (15) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (16) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (17) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- (18) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (19) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

11 積算内訳書の確認

積算内訳書について、必要に応じ、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をするものとする。当該指示に従わないとき又は当該積算内訳書について適切に積算が行われていないと認めるときは、その者を落札者とせず、落札の決定を行った後であっても、それを取り消すものとする。

12 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

1 3 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び入札金額は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 本契約は箕面市議会の議決を要するため、「この契約書は仮契約であって箕面市議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、発注者は、議会で議決が得られなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わないものとする。」との条文を契約書に付記する。